

# 「花を持つ女」の経歴

—作品の読みとして—

大森郁之助

*A few M. Takehiko Fukunaga*

I

堀辰雄は「花を持つ女」という同題名の文章を、大小二種類、遺した。一つは昭和七年七月号『婦人画報』に「美しいと思った女』の総題で他の五人の作家の短文と並んで掲載された、四百字詰原稿用紙四枚弱の、小品或いは隨筆とよぶべきもの、もう一つは、これを第四節として組み込んで全七節、本文の量では約十一倍に増量された、十七年八月号『文学界』掲載の、遙か後年の語を濫用すれば、一種のroots 探索小説風（新潮社版七巻本全集の分類では「小品」の巻に、筑摩書房版十巻本では「小説」の巻に収録）の作品である。

ところでその「花を持つ女」という題名だが、前者（以下、△小「花を持つ女」△を略して△小「花」△と称ぶ）は震災で死んだ母親の若い頃の写真（これも実物は震災で失われた）の、「花瓶を膝近く置いて、梅の花がなんか手にしてあられる」「見なれない若い母の佛」への思い出を綴つたものだから、文句なしに肯ける。しかし後者（以下△大「花」△と略称）の命名は、そうすんなりとは納得できない。

こちらは、新婚の妻を伴なつて（というから、堀の年譜と照らし合

わせれば昭和十三年のこと）の亡母の墓参（一節）に始まって、その新婚生活が落ち着く間もなく起こった父（後に養父と判る上条松吉）の発病と、半年後の死（二節）、そして翌年、父が自分が死ぬまでは知らせずに置いてくれと言つていたという、堀自身の秘められた生き立ちを、亡母の妹の「田端のをばさん」から聞く（三節）、その内容（三・五・六節）、及び、その直後の再度の墓参の折の感懷（七節）、という構成で、その間に旧作△小「花」△が、文字通り挿入されている。

挿入した理由は、そうした秘められた過去を（じつは）持っていた母がかつて自分にどんな印象を残していたか、「ひと頃の私の母に対する心もちがよく出てゐると思ふので」（△大「花」四節、△小「花」挿入の前書き部分）と説明される。ひと頃の心もちという時期指定（限定）が殊更になされているから、その時期を整理すると、

(1) 「私がまだ子供の時」の、その当時の「あんなによく肥えてる」母と写真の人とを見比べての「当惑」。

(2) 「それから数年が経つた」中学受験前後、母が生花を習い出したために、「ひょつくり、何時の間にか忘れるともなく忘れてゐた例の」写真を思い出し、「その頃は頭では」それが母であることを「充分に認めることは出来ても、まだ心の底ではどうしてもその写真の人と私の母と一緒にしたくないやうな気持がしてゐ

た」こと。

(3) 「更らに数年が経つ」て、母が亡くなり、写真も失われた、「さういふ今となつて、不思議なことには漸くその二つのものが私の心中で一つに溶け合ひだしてゐる」こと。

明確なのは(2)で、堀の府立三中受験は大正六年、その数年前というから(1)は小学校入学前後で明治末、(3)は文脈がやや不明瞭だが、「今：溶け合ひだしてある」というのだから(2)の「数年」後にあたる震災で母も写真も失った直後の時期ではなくて小「花」執筆の時点、昭和七年頃とすべきだろう。とすれば、飛び飛びではあるが前後約二十年に跨がり、かつ、三つの時期に共通して(徐々に薄れてはゆくもの)

写真の母と現前の母との違和感、及び、「私はその(写真の)女の人

が大へん好きだつた。私の母などよりもつと余計に」(1)・「よく見なれた晩年の母の弟よりも、その写真の中の見なれない若い母の弟の方が、私にはずっと懐しい」(3)といった、写真の人への異常な愛着が語られている。途中、(1)と(2)の間で数年、(2)と(3)の間で十数年の空白はあるが、そうかといつて常に念頭にあつたと云われたら却て不自然な感じがしそうな事柄でもあり、その間に別の気持が動いたといふわけではない。従つて小「花」は、この写真に関わつての母に対する心持は、時間的にも内容的にもほぼ全的に表わしているものとすべきだろう。

しかし、小「花」が生前の母に対する心持を述べたものであり、そういうものとしては大「花」の中で殆ど唯一の部分だということは、直ちに、その部分の題名が全七節に押し抜けられ新たな作品の題名として踏襲されるのが妥当、ということには勿論ならない。そして、むしろそれを不当とするような事情が、この部分と他の六節との間に蟠居している。

前に見たように、小「花」と他の六節とでは、その主題も作者の態度も対照的といつていゝ程に異なる。前者は、母その人というより一枚の写真の印象に発してその時々の母に対する感覚的・断片的心持を絡ませ、後者は「田端のをばさん」から得た伝聞知識を連ねて、母の生涯のいわば荒筋を述べる。前者は、その写真に写つてゐる頃の母の身の上とか、そうした写真を残した母の歴史とかの客観的事実についての知識は全く伴なつていない。それは状態として、結果として伴なつていいだけではなく、より積極的な志向として、客観的事実を知ろうとしない風も見える。例えば、よく引かれる個所だが、写真の身なりから母が「父のところへ嫁入りする以前は芸者をしてゐた

いう程度の文章を以て代え(そういう旧稿が無ければ別だが、小「花」は初出時の形式からいつても然ういうものだつたろう)、淡々と処理(さしあたつては)して置く、という美学を選ぶなら、そこに含まれる時間も局面も、網羅的・体系的にならなくとも止むを得まい。とうより、網羅的・体系的であつて右の美学にも叶うというのはかなり困難だろう。

のではないかと一人でひそかに空想するやうになつてゐ」（小「花」）ながら、

しかしそれ以上に突込んで、さういふ母の若いころのことや、自分自身の生ひ立ちなどについて、人に訊いてまでも、それを強ひて知らうとはしなかつた。私は小さいときからの性分で、ひとりでに自分に分かつて来てゐることだけでもつて十分に満足して、その自分の知つてゐる範囲のなかだけで、自分の幼年時代を好きなやうに形づくつて、それを愉しんではいることが出来たのだつた。

（四節、小「花」への後記）

という。即ち、知識に助けられていず、助けられようともせぬ、いわば自立した印象・記憶そのもの・それだけであるのに對して、後者、小「花」以外の部分は、それに対応するよだな印象・記憶は殆ど持たぬままに、新たに得た伝聞知識そのもの・それだけを、躊躇も拘泥もなく書き誌してゆく。時々はそれ以上に積極的に、

小梅の父なる人（堀の母が数え年三つの堀を連れて堀の実父堀浜之助の家を出、のち嫁いだ、前出上条松吉）は、幼い私のまへに最初からゐた人ではなくつて、どうも途中からひよつくり私のまへに立ち現れてきたやうな氣のする人なのである。／しかし、その突然自分のまへに現れた小梅の父が、自分の本当の父でないかも知れないなどといふやうなことは、（略）私はいつかう疑はなかつた。（三）

すなわち、右引用の前半からすればむしろいだく方が普通でありそうな疑いをもいだかず、消極的にではあるが（しかしこういうことは普通消極的にだろう）実父として疑わなかつた「小梅の父」から、伝聞知識によつてあつさり、「それまで名儀上の父だとばかりおもつてゐた、堀浜之助といふのが、私の生みの親だつたのである」（同）と切り換えることさえ、ある（堀がこれらのことと聞かされたのは年譜と

突き合わせれば昭和十四年で（前述）、この部分の執筆は十七年だから、堀の体験事実としては三年の歳月を経た結果の平静さであり、聞いて直ちにへあつさり……切り換えたわけでは多分なかろうが、それは別の問題である）。

小「花」が△私の性分で△と云うしかない程頑なに印象・記憶に閉じ籠つているとすれば、他の六節は逆に伝聞知識盲従ともいえるのではないか。その中に挿入された場合の小「花」は、従つて、その前後に對して△この作品全体に於て異質であり、分量比を勘合すれば紛れ込んだ異分子ともいいうべく、もしその前後と抵触する事であればどちらが優先する筈のものかは常識が指し示す、というものだろう。

ところが、そうちた両者の性格・地位の対比からして当然あるべき関り合い、働きかけが、どうも成立していないのである。

小「花」の始めから約四分の三は、他から得た知識や詮索めいた態度を全く交えず素朴なまでに日常おのづから印象・記憶のみを語るのだが、終り近い四分の一程度で、「子供心に（略）感づいてゐ」た写真の中の母の「妙になまめいた媚態」の一要因としての

妻らしいものでもなければ、また素人娘のそれでもなかつたやうだ。今の私には、それがどうもその頃の芸者の服装だつたやうに思はれる。

という、かつての印象（この時点では写真の現物は失われているのだから）の回想から、「以前は芸者をしてゐたのではないと一人でひそかに」母の過去に想いを馳せるかに見える。かに見える、と殊更に云うのは、その後に右の「空想」を自己分析して、少年の頃から愛読した鏡花等の小説の女主人公への「一種の淡い愛着のやうなもの」が「かかる夢を（略）亡き母にまで托させてゐるのかも知れぬ」としているからである。これに従えば、本質的には亡母の過去の事実とし

て想定しているのかそれとも自身の夢を亡母に仮托しているのか、自分でも疑わしいというのだから、堀の心理としては、他の六節での過去の探索とは異なるということになるかも知れない。しかし、それを語る目的は異なっても語られる事柄は同じ亡母の過去という形をとるなら、形の上では他の六節での過去探索とぶつかるわけである。

そこで、夢を仮托している側からいえば、相手方の事実探索がいつ

こうにこちらの夢の裏付けに進んでくれず、或いはてんて見向きもしてくれなくとも、さして意に介すまい。芸者云々が結局妄想だったと実証されればうれしくはあるまいが、逆に、事実と確認されることが絶対必要というわけではないのだから。しかし事実探索の側からいえば、たとえ甚しく夢想的ではあっても△或いは⋮⋮ではなかつたか△と提示された一つの可能性に対し、結果としては否定的見解になろうと、とにかく何らかコメントしなければ（したくならなければ）おかしかろう。直ぐにはコメント出来なければ、出来る迄は気に懸かる筈だろう。

ところが、この芸者云々の問題提起は他の六節に於ては裏付けを捜そうともされず、論外として門前払い的な否定もされず、文字通りの無視で終っている。他の作品中での問題提起ででもあればともかく、わざわざ好きこのんで再録した文章での提起に対し（この条は再録のお目当てではなかつたというなら削除という手もあった）、これはどういうことか。

もつとも、間接的には、

をばさん（前出、田端のをばさん）はまた私に母の実家のことについて話してくれた。しかし、そのときも私の期待を裏切つて、母の若い頃のことは殆どなんにも話して貰へなかつた。（五）（祖父の死後、堀を生む迄の）十年ちかい年月を、私の母は（略）どんなにけなげに働いたか、そしてどんなに人に知れぬやうな苦

労をしたか、いま私にはその想像すらも出来ない。（五）

年も身分もちがあそ浜之助といふ人（堀の実父）に、江戸の落ちぶれた町家の娘であつた私の母がどうして知られるやうになり、そしてそこにどういふ縁が結ばれて私といふものが生まれるやうになつたか、さういふ点はまだ私はなんにも知らないのである。

（三）

といった、小「花」で芸者云々と空想されたその時期及び関連諸事情について△何も知らない△という表明が繰返されている。何も知らないなら当然芸者云々の当否も知らないことになるから、小「花」の問題提起に対しても△知らない△という表明を以て対応したことになる——だろうか？

そうはならないだろう。

小「花」の問題提起は、その時期に△何を△していたのだろうか？△何處に△いたのか？△どうやつて△暮らしを立てたのか？等の、不特定・疑問詞（what, where, how）的な形ではなく、芸者という特定の状態を提示した上で、それ△である△か、△でない△か？と問い合わせるものである。それに對する応対は、否定的な場合も△それ△であったという証拠は得られなかつた・△それ△であつたかどうかは判らない、という形であろう。そして、その次の段階で、参考・補足として、或いは当面の間以外の未発△架空不特定の問を想定し先んじて答えておく形で、その他のどんなことも△何も判らない、と、云う（云いたければ云つてもいい）ことになるのではないか。

従つて、前引△何も……ない△という表明は、小「花」の問題提起に対する応対とみるなら直接の応対をすっぽかしてその次の段階の参考・補足的情報——又は相手を特定しない、従つて小「花」への応対ではない一般的情報——を以てこれに代えた、まことに素氣ない対応とすべきだろう。又、この表明が小「花」への応対ではないと見るな

## 「花を持てる女」の経歴

ら、小「花」はわざわざ他の座敷へ招き入れられながら話にはそっぽを向かっていることになる。

これはかなり奇妙な事態ではなかろうか。明らかに異質の旧稿を、それなりの有効性（前述）があつてとはいえ①わざわざ新作に挿入し、②しかし当然なされるべき相互補完といった交渉をもつことは避け、それならばあくまでその場限りの助つ人扱いかといえど③看板は譲り受けて大きく掲げ直す。何を考えているのか判らない、——小「花」を、新作品にとってどういうものと考へ、どういう役割を果たさせようというのか判らない、といいたい処だが、そう云つて投げ出す前に、もう一度、考えてみよう。前記①・③全体としては支離滅裂と評すべき事態の、しかし事の起りは、どの部分の狂いか。どこが、斯うあれば筋が通つたのに然うならなかつたから、なのか。

①と③とは、小「花」重用という基本姿勢が通じ合い、②は小「花」を無視し、その役割を局限し孤立させて、①③の共通基本姿勢に対立する。

いま問題にしているのは小「花」の重用で統一されそれが徹底した場合とその逆の方向に統一・徹底した場合との文学的高下、どちらがより望ましかつたか、といった価値判断ではなく、小「花」との関わりで大「花」を不統一たらしめているのはどちらの要素か、という事実認定であり（どちらの方向へにしろとにかく統一された方がよかつたか、どうか、という問題でもない）、その前提としては、もし統一されていたら、有り得た統一はどういう形であろうか、①③の側への統一か②の側へか、ということになる。だがこう対比すれば議論の余地は殆どなかろう。旧作の再起用と題名の踏襲といった甚だしく積極的な行為・表立った結果による、大勢作り・方向付けが、そこ迄で停滞し攪乱されているにしろ兎も角そこ迄は成つてゐる。その事実を白紙に戻す形での（②の側への、とはそういうことである）統一

というのは、そこ迄の作者が夢遊病に罹つていたというのもない限り、観念の遊戯としてしか考え得ないナンセンスだろう。

従つて、客観的に云つて有り得た統一状況とは、新作部分が旧作小「花」に対応している形にほかならず（そんなことは初めから決まつてゐる、か？）、いわば、それだけのことで宜かつたのである。昭和七年時点で自ら亡母に托した芸者云々の「夢」に、十七年の時点の「知識」を対応させさえしていれば、済んだことなのである。

たつたそれだけのことを、なぜ、しなかつたのか？ △何も……ない▽という一般的否定の前に△芸者……ない▽と特定してコメントするのを失念する程に、或いはコメントする気になれない程に、芸者云々に直接対応する特定個別的認識どころではない全くの空白だったのでもあろうか？

しかし、どうもそやは考へられないのである。

前述のように、亡母しげの「若い頃のこと」、即ち祖父米次郎が「卒中で亡くなつた」「明治二十八九年ごろ」、しげが二十四五歳で

死んだ米次郎と玉（祖母）との間には、長女である私の母をはじめ、四人の女とまだ小さな二人の弟たちがあつた。／＼それから私の生まれるまでの、十年ちかい年月を、私の母はそれらの若い妹や小さな弟をかかへえて、氣の弱い、内気な人だつたらしい自分の母を扶けながら、どんなにけなげに働いたか、そしてどんなに人に知れぬやうな苦労をしたか（略）

は、「田端のをばさん、すなはち私の母のいもうとの一人で、震災まへまでは私たちのうちのすぐ隣りに住みついてゐた」（三）婦人から「殆どなんにも」聞き出せなかつた（五）といふ。しかしその一方で、をばさんは「母の実家のこと」は「仔細に話してくれた」と云い、事実、その後に、母の実家に嫁いで来た祖母の実家や祖父母の婚礼にまで溯り、勿論その後の家業や盛衰も明らかにした、四百字詰二枚分余

の記述がある。つまり、広い意味ではこれも母の身の上に属そうが狭い意味の母一身の事ではない家系や家庭状況は、十分聞き得たのであり、狭い意味の母の身についても、その「けなげ」な「苦勞」が「想像すらも出来ない」ものだつたらうと考えるべき事情は、認識し得たわけである。そこ迄知り得ながら、その中心の母自身についての具体的知識だけが得られなかつたというのは、奇妙な事ではなかろうか。

亡母しげ「を知つてゐた人達は、母のことを随分しつかりした人で、あんなに負けず嫌ひで、勝氣な人はなかつたと一様に言ふ」（五）といふから、この気丈な長女は生計の苦心は胸一つに畳んで、前に「若い妹とあつた中の一人である「田端のをばさん」には洩らさなかつた、ということは考えられる。だが、洩らされなければ推察しようのない事柄もあるうが、例えば

なんでも父（母の）が死んでからまもなく、若い母は夜店などを出して何かをひさいだりしたことがあつたといふ話を、まだ私の小さかつたとき母自身の口から何かの折にきいた（略）（五）といふ小商いででもあつたら、毎日店を出す前の準備もあらうし、また何時間か家を空けるわけだから、家の者に全く知られずには出来まい。もつとも、右の話は堀のへ小さかつた時のへ何かの折のことというから何かの聞き誤り（例えば、後年の事だが浜之助の家を出た母が「土手下の、水戸さまの裏に小さなたばこやの店をひらいた」（三）ことの）でないとも限らないが、考えてみれば、小商いではなくとも、何かをひさいでいた様子はなかつた／＼他家に奉公に出て、家には居なかつたということはない／＼といった形での認識さえ、実の妹に無かつたといふのは想像し難い（／＼若い妹といえば、物心のつき方はへ小さな弟とは違うだろう）。當時姉と妹は別居していたなどという情報は勿論ないのである。

もつとも、「人に知れぬやうな」苦勞、とも云つてはいるが、もし

これが単なる修辞法でなくて実の妹も知らなかつたかも知れないという含みだとしたら、逆に、別の新たな疑問が湧く。父が死に母は内気で誰が考へても一家の生計は長女が苦勞するしかなく・苦勞するに決まつてゐる状況で、猶かつ、人が察し難い苦勞とは、一体どんな苦勞を考えているのだろうか？

さて、そうした「十年ちかい年月」の終りの、堀の実父（と成る）浜之助と母との結びつきも「まだ私はなんにも知らない」というのだが、それでいて浜之助本人については、

広島県の士族で、小さいときには殿様の近習小姓をも勤めてゐたことのある人ださうである。維新後、<sup>（註3）</sup>上京して、裁判所に出てゐた。書記の監督のやうなことをしてゐたらしい。浜之助には、國もとから連れてきた妻<sup>（註4）</sup>があつた。しかしその妻は病身で、二人の間には子もなくて、淋しい夫婦なかだつた。（三）

という所まで、判つた（をばさんが話してくれたわけである）といふ。これ又些か奇妙で、右に引いた浜之助についての知識は姉の相手についてのそれとしては相当の詳しさといえて（人々が豊かで暇な現代でも、この程度ではあるまいか？）、恐らく姉自身が、それも、隠したければ隠せそうな事柄も含んでいることからすれば恐らく自らすんで（少なくとも問われるままに）、家族に話して聞かせたのだろう。そのような、身分や出自まで話して聞かせたい相手の男との、めぐり合いだけは、語らなかつたのか。妹たちは、たずねなかつたのか。その男について聞けば聞くほど、／＼年も身分も違う／＼、ごく何でもなく結ばれそうにはない相手なのに。

つまり、もう一度繰返せば、その周囲の諸事情（そぞ距離があるわけではない、身にすれすれに接した周囲の諸事情）の詳しさと対照的に（余り煩雜になりそうだから引用は省くが、浜之助と別れて一二年後に嫁した上条松吉についても、その父の身分、松吉自身の若年時の

行状、最初の結婚とその結末等の過去が、四百字詰約二枚半にわたつて記述されている)、この間の母の身の具体的状況だけが、異様な迄に空白なのである。

それぞれの事項の情報提供者や提供を受けた時期が別々ならそういう事態も起こり得ようが、ここでは全項目、或る日東京に出て(堀が

「まだ逗子に蟄居してゐた時分」(三)のこと、とする)「田端のをばさん」夫婦の家を訪ね、「日の傾くのも知らず」(註6)、「夕方までのこと」「一伍一什をこと細かに聞いた」(三)、その内容(註7)、ということになつてゐるのだから、同一情報提供者の話にそうした極端なむらがあった訣であり、それは「をばさん」と母の関係からもをばさん自身の知識の欠如によるとは考え難いことは、前に述べた。

ではどの段階で、このむらは異様な空白が生じたのだろうか。をばさんが、知つていながら話さなかつたのか。それとも堀が、聞かせて貰つたのに偽つて隠したのか。

後者の想像は、無理だろう。単に作品の上で隠したというだけなら、隠したい話といふのは有り得ようが(そこ迄は前者も同条件)、隠しただけでなく「私の期待を裏切つて」話して貰えなかつた、とか、「そのうち、何かの折にでも自然に聞き出せるかも知れないから」今は「無理には聞かないことにする」(五)とか言い繕つたものとしたら、余りにも(かつ無意味に)作為が過ぎよう。そんな苦しい嘘を吐いてまで、大「花」は書かれなければならなかつたらうか、と迄はいわなくとも、空白が異様に目立つ現行本文以外の仕様もあつたのではないとも、それは事実問題だったから仕方がないとしても、これは違うのである。

論理的 possibility が指し示すところは、かなり簡単明瞭である。

(1) 田端のをばさんが、「(養)父の百ヶ日のすんだ折」「ちょっとお前の耳だけに入れておきたいことがあるから、そのうち」寄つて呉れ、と堀に告げた(三)のは、一年程前にまだ元気だった養父が、「眞実の父がほかにあること」を「自分の死ぬまで何んにも」知らせずに置くよう頼んだ(三)のを、承けていると解される。そうであれば、いわば裏返しの形の依頼ながら眼目は実父の存在▽なのだから、しげに聞しては、△実父……▽に繋がつてゆく部分であり又そもそも浜之助を実父たらしめた根本でもあること

裏などないことになる)だろう。  
さてそこで、ではをばさんは何故、知らないと言い張りはしない迄も、話し渉つたのだろうか。

## II

以下に述べるのは、いうまでもないが、論理上最も可能性の高い事態の追究である。しかし世の中には可能性の低い事態が実現する例もあるから、実際にそうであったかどうかは閑知しない。——と、断る必要は、じつは無い筈であつて、前節本文に入る前の副題に△作品の読みとして▽と明記してある。あくまでも、小説「花を持てる女」(十七年発表の方)は念入りに読めばこう読まる、という主張であつて、実在した作家の母堂の現実の生涯がこれこれであつたという趣意ではない(かつて、堀の養父上条がしげの歿後家に入れた婦人の身の上に関する現・堀未亡人の記憶違い(?)を訂正して(有朋堂版『論考堀辰雄』収「存疑・△堀辰雄のフェエドル的体験▽説』)、少なからぬ向きの不興を買つたらしかつたが、あれは事実問題だったから仕方がないとしても、これは違うのである)。

ろの二人の縁が、最須要項目であることは判りきっている。浜之助との縁がしげの生業等に關係していれば、当然その生業にも触れねば、縁を十分に語れまい。そうした、本来の目的からいっても、息子辰雄の氣持を考えても（「いまはまあさう無理には聞かないことに」して帰つて來た、というのだから、それとなく催促ぐらいはした可能性もある）、まず語るべき事を逆に空白にしたのだから、意識的削除・隠蔽と解するのが論理的に正当であろう。

(2) 削除・隠蔽した理由は、通常或る事柄を削除・隠蔽する場合の理由

由はその内容が話し手又は聞き手（或いはその両方）にとって好ましくないということ以外の特殊な事由と想像する根拠がない。

従つて、常識的に（でなければ、考えようがない）好ましくない内容の、かつ「苦勞」な、生計のための生活だったからと解されよう。

(3) そう解した場合、想定される好ましくない生業としては、当時のしげの年齢等から例え芸者に出たという事などが考えやすいかと思うが、芸者などであれば、この一家の場合母のいもうと（即ち「田端のをばさん」にも姉妹）の中には、茶屋奉公に出てゐたものもある。芸者になつて、きん朝さんといふ落語家に嫁いだものもある。それから一番末の弟はたうとう好きで落語家になつてしまつた。

(五)

とあるので（これはこの日をばさんから聞いた話ではなくとも）、特に長姉の場合だけ隠すというのは不合理である。勿論、堀の方からかねての△空想△（小「花」の）を仄めかした（この場合、好みしいことして）という事もあり得て、その場合は尚更である。

(4) しかし小「花」に云う写真の印象に誤りがなければ、「人妻」でもなく「素人娘」でもない「芸者の服装」と見える身なりをする

身分（生業？）であった。

(5) 以上を総括すれば、芸者に外見上近似し、内容的には芸者よりも好ましくない身分又は生業ということになる。

そして、この条件に合う身分——というか生業というか——は、無論、明治の（と限定しなくてもよさそだが）風俗史上に容易に見出せよう。

ところで。

作者はいうまでも現前の、同時代の読者（具体的には初出誌の読者）に向けて、作品を発表する。その、いわば最も本來的な読者の受容としては、ここ迄に辿つたところ（ところ迄）が正当であると確信している。

しかしながら、最も本來的ではなくとも正当とはなされるべき読者は十年後二十年後にも生ずるわけで、そうした後代の読者は、多少とも歴史的存在化した当該作者について、ゴシップ趣味ならぬ正統的条件として、伝記的知識、少なくとも略年譜程度のそれは、保有して（個々の読者は必ずしもそうでなくとも、環境条件として）いる。そうした読者にとっては、作品の読み取りも少々変わつてくるのではないか。

それは、こういうことである。——堀が大「花」を書いたのは恐らく昭和十七年に入つてからのこと（八月号掲載だから）で、それは同時代読者——掲載誌の読者にも常識的にそう受取られようが、そこに書かれているをばさんからの聞き取りという実行為はいつのことだったのかというと、「十二月のなかば」に亡くなつた（二）養父の「百ヶ日」の後、「もう六月になつて」から（三）、と、季節は示されていが、何年（前）の六月かは示されていない。「いま此稿を終へよう

と」して思い出すという、「その田端へ往つた数日後」ひとりで父母

の墓に再詣した「六月のうすら曇つた日のこと」（七）のところでも、同様である。従つて、これらが執筆直前、十七年六月のことであるともないとも、作者の養父が現実にいつ死んだのか知らない——例えば「最近、父の死後」云々と書く「幼年時代」終章（昭14・4『むらさき』掲載）を読んでいない、いわばいちげんの読者には、判断し難かろう。ということは、執筆までの経過時間（の有無長短）という要素抜きの受容しか、あり得まい。しかし事実問題としての時間的経過は、年譜（後代の読者にはおおむね作品本文と並んで与えられている）によれば養父の死が昭和十三年末、従つて聞き取りは十四年と解され、執筆までに三年の歳月が流れていることは明らかである。だが、十四年六月の聞き取りで聞き出せなかつた事共を「そのうち、何かの折にでも自然に聞き出せるかも知れないから、いまはまあさう無理には聞かないことにする。……」（五）という云い方は、今回聞き出せなかつたその直後、△何かの折▽を待つ月日がまだ余り経過していない時点の感想、と聞こえるのではなかろうか。その△折▽が来ないままに三年経つてしまつた（と仮定して）十七年の時点の感想であれば、△……無理には聞かないことにしたのだが・したばかりに、遂に今日まで▽といつた、残念さが付け足されているのが自然だろう。勿論、三年の間に、実際には聞き出し得ていたかも知れない。つまり、十四年の感想は、十七年に於てはいずれにしてもその儘の形では存し得ない筈で、にもかかわらず堀は、十七年の時点で敢て、現在の感想とは異なる十四年の段階のそれを書き、そこで、この事に関わる時間を停止させたのだ。——なぜか？

堀がそれに向けて書いた第一義的読者たる同時代読者は、恐らく大部分が、時間が停止させられているということに気づかなかつたらう。しかし後代の読者はそれに気づき、訝しみ、そして新たな読解の

鍵を見出だすだろう。

原理的に云えば、現実に存在する現時点の感想やそれを生み出した三年という時の経過を隠すのは、それを、自らも直視したくなく、読者の鑑賞にも供したくないからだろう。では三年の間にどんな好ましくない事が起つて、感想はどんな好ましくないものに変わり得たろうか？

三年の間に、例えば、母しげが実父浜之助と結ばれた後の事態に関する認識は、明らかに変転している。即ち、

「幼年時代」終章「花結び」初出稿（『むらさき』昭14・4）

数年前の震災で死んだ私の母はまだ若いとき、すでに他に妻のあつた私の実父との間に私を生んだ後、しばらくおばあさんと共に土手下に小さな煙草屋をひらいて暮らしてゐたが、（略）

同右・単行本初収稿（昭14・5新潮社刊『燃ゆる頬』）

私の母はまだ若いとき一時の身の過ちから、すでに本妻のあつた私の実父との間に私を生んだ後、その本妻には他に子がなかつたので私を名義だけ入籍させて貰つて、自分は何の世話にもならず、そのまま幼い私をかかへて、おばあさんと二人で、例の土手下に小さな煙草屋をひらいて細々と暮らしを立ててゐたが、（略）（青磁社版『幼年時代』（昭17・8刊）所収・終章（改題）「エピロオグ」は、この項削除）

青磁社版『幼年時代』所収・「花を持てる女」三

A<sub>2</sub> 浜之助には、國もとから連れてきた妻があつた。しかし、その妻

B<sub>2</sub> は病身で、二人の間には子もなくて、淋しい夫婦なかだつた。（略）  
C<sub>2</sub> 私は、生れるとすぐ堀の跡とりにさせられた。（略）そして私はそ

の家で堀夫婦の手によって育てられることになり、私が母の懷を離れられるやうになるまで、母も一しょにその家に同居してゐた。しかし、私がだんだん母の懷を離れられるやうになつて来てからも、母はどうしても私を手放す気にはなれなかつた。それかといつて、いつまでも母子してその家にあることはなほさら出来にくかつた。／＼とうとう母はひとり意を決して、誰にも知らさず、私をつれてその家を飛び出した。(略)

——と、このように、△作者にとって、執筆の時点昭和十七年段階には得てしまつていた知識・認識が好ましいものでなかつた故に、より好ましいものだつた(十七年段階のそれを得ていなかつた)十四年段階の知識・認識を書いた√と推測した(し得てしまつた)後代の読者(つまり、我々)には、大「花を持てる女」は——その理不尽ともいうべき構成は、どう受け取られるだろうか。

その場合は、第三者(その代表は同時代読者)にとっての理不尽が、じつはすべて、作者にとつては苦しい必然だつたのだ、と、第三者である我々にも理解されるのであるまいか。

——大「花」は、その新稿部分に於て、挿入された小「花」に対応させるわけにゆかなかつた。なぜなら、対応させるべく記述することになる事態(伝聞知識としてにしろ推測としてにしろ)は小「花」の△夢△を無残に打ち壊すようなものであつたから。勿論、壊すなら壊しても仕方がない、夢をいだいたのも事実だがそれが夢にすぎなかつたのも事実なのだから、という執筆姿勢もあり得るが、それが唯一あり得る姿勢ではない。そもそも小「花」の殊更の挿入と題名の踏襲とは、夢をいだいたという事実を伝達するためとしてはオーバー・アクションというべきで(だいいち、それほど重大な事実とも思えない)、夢そのものの重視によるものであろうことは疑えない。前節での「花」は△大「花」全体の中では異分子的な部分であり、従つてその前後と離断するような場合の先後優劣は自明√としたが、先後優劣

そこで、或いは又をばさん以外の人物から、三年の間に聞き知つてしまつたということも有り得よう。

又、かりに外からの情報としては遂に得られなかつたとしても、本節の始めに並べ立てたような三段論法式推理は、堀自身には思いも寄らないものだつたろうか(それほど荒唐無稽か、それともそれほど高

## 「花を持てる女」の経歴

にも限度があつて、夢が完全に否定され消滅するにとどまらず、そうした夢をいだいたこと自体いつそ惨めに感じられるような結果になるならば、そういう機会をわざわざこしらえたことになる小「花」插入等は矛盾といえばまだ穏やかで、錯乱か、変態的自虐かとも疑われよう。

それならばじめから小「花」を挿入せず、むろんその題名も用いはず、

現行大「花」の新稿部分のみから成る全くの新作であれば問題はなかつたのか、というと、それでは母の生涯（少なくともその前半）が余りに淋しい、と、昭和十七年段階の堀には思われたのではないか。現行本文では差し控えられた伝聞知識又は推測がもし追補されれば尚更のことだが、現行本文のままでも、差し控えられた事柄を認識している作者自身としては、せめて△夢▽でも（それは十四年以前の段階では事実存在した、虚偽ではない）点じて置かなければ、淋しさに堪えられなかつたのではないか。そして、従つて、繰り返しになるが、夢が存した十四年段階の状況を作品の大枠とし、そこで時間を停止させねばならなかつた。――

但し、いうまでもあるまいが、このように理解された△作者として

の止むを得なさ▽はあくまで作者の側の事情であり、こうした事情から産み出された△作品の構成の至らなさ▽を補完するものではない。

裁判では犯人の情状によつて量刑が変わるだろうが、既に買ってしまつた欠陥製品はその工場の当時の労働条件の悪さが判つたところで故障が減るわけではなくて、そして我々の立場は――我々が伝記研究者であるよりは（或いは、その前に先ず）文学作品の読者であるならば――裁判官よりはユーモアに近い。

しかし又、右の比喩をもう一度使えば、その製品が製造された頃とくに条件が悪かつたのだと判ればそれ以外の時期の製品まで敬遠する必要はなく、その会社の株を投げ売りしなくてもよい。肉親の情のた

めに（けなげなものへのいとおしみ、などと一般化するのは適当であるまい）作品の構成を犠牲にした（又は、することがある）というのも作家として疵（又は弱点）にならないわけではないが、構成の不備に気づかないのよりは遙かにましであるとすれば、右のような事情を理解することは我々が堀の愛読者であり続けるために有益であるといえよう。

## 註1

本稿はあくまで作中形象がどう読み取られるべきかを論じたので、そこに描かれた実在人物像や堀の体験が所謂△事実▽通りか否かは問題としていない。従つて、原則として「花を持てる女」他の作中の記述に拠つて論述を進めたが、例えはこの△養父と知つた▽のがその死後だとする「花を……」以下の堀の作中表明に対し、佐多稻子の座談会「昭和の文学・堀辰雄」（『群像』昭50・4）での発言に代表される虚構説、さらにその反論として福永武彦『内の独白』（昭53・11河出書房新社刊）・大森『論考堀辰雄』（昭55・1有朋堂刊）収『幼年時代』の意識と方法』等がある。

## 2

「幼年時代」の昭14・5新潮社刊『燃ゆる類』所収稿では「押上のを

ばさん」。

3 堀浜之助の官職歴については、池内輝雄氏（『大妻国文』五号「堀辰雄論――『本所』から『幼年時代』まで」、同六号「堀辰雄『甘栗』考・その他）・猪熊雄治氏（『昭和学院国語国文』十二号「堀辰雄の実父に関する一資料』）に詳しい調査がある。

## 4

近年、△国もとに△妻がいた・後日その妻が△上京して来ることになつたので△堀の母が家を出た、とする年譜が植えたものの、その根拠は殆ど示されていないが、谷田昌平氏の教示によれば昭39・6刊筑摩書房版『現代文学大系35・梶井基次郎・堀辰雄・中島敦集』付載の堀多恵子編の年譜が最初と思われ、谷田氏自身、同年譜を見てその事実を直接多く惠子夫人に確かめた結果、その後の昭39・9刊中央公論社版『日本の文学42・堀辰雄』付載年譜で從來の△国もとから連れてきた△を訂正し

たと記憶される由である。とするべく、常識的に考えられるのは生前の堀が田端のをばさんのような立場の人物から聞いて夫人に語ったというケースであり、その情報がはいった（と仮定して）のは、時期的には当然、大「花」に△……連れてきた▽妻と書いた後（既にその情報を得ていたなら、殊更違えて書く理由はちょっとと思い当たらないだろう）、ということにならうか。

5 母が浜之助の家を出たのを「私が三つのとき」（三）のこととする大「花」の中で、「小梅の父のところに片づいたのは、私が四つか五つのときだつたらしい」（六）としているのに拠る。諸年譜は概ね前件を明治三十九年、後件を四十一年とし、月次は共に記さず。

6 この記述の二百字余り後に「それはもう六月になつてゐた」とあり、それなら堀は既にこの年（昭和十四年）三月に逗子から鎌倉に転居していた筈だが、逗子と鎌倉との違いではその日の行動はそれほど狂つても来まい。但し、前年から雑誌『むらさき』に連載していた「幼年時代」の四月号掲載分（最終章「花結び」）に、実父云々の話を「最近、（略）或日、私のをばさんの一人が私にはじめて聞かせてくれた」とあるので、六月というのは言葉通りには（次註参照）あり得ないわけである。

7 福永武彦（前出）は「その時堀が話の全貌を聞かされたかどうか」「およその事情は分つたとしても、そのすべての事情（略）」それらは一続きではなしに、何度も分けて（堀が「花を持てる女」を書くまでの三年の間に）語り継がれたのかもしれない、「それを六月といふ一点に凝縮したのは」「堀辰雄の小説的技巧のやうに考へる」（十の二）とする。△事情▽の多岐さと各項の詳しさを考えると、事実問題としては十分蓋然性のある想像であろう。

（昭63・3・10稿）